

お客様へのお願い

本パーソナルコンピュータの梱包を解かれる前に必ずお読みください。

このたびは、弊社NECパーソナルコンピュータをお求めいただき、まことにありがとうございます。お客様が購入されたこの製品（以下「本製品」といいます。）には、ソフトウェア製品（以下「本ソフトウェア製品」といいます。）が含まれております。弊社では、下記「ソフトウェアのご使用条件」のほか、「使用許諾契約書」を同梱またはプリインストールしております。本ソフトウェア製品のご使用を開始される前に、これらの使用条件を充分にお読み下さい。いずれかの使用条件にご同意いただけない場合には、本製品をお求めになった販売店にご返却下されば、代金をお返しいたします。お客様が本ソフトウェア製品のご使用を開始されることをもって、すべての本ソフトウェア製品の使用条件にご同意いただいたものといたします。これらの使用条件は本ソフトウェア製品の使用許諾の証明ですので、大切に保管して下さい。

ソフトウェアのご使用条件

日本電気株式会社およびNECパーソナルプロダクツ株式会社（以下「弊社」といいます。）は、本使用条件とともにご提供するソフトウェア・プログラム（以下「許諾プログラム」といいます。）を使用する権利を下記条項に基づきお客様に許諾し、お客様も下記条項にご同意いただくものとします。なお、お客様が期待される効果を得るための許諾プログラムの選択、許諾プログラムの導入、使用および使用効果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。

1. 使用権

- (1) お客様は、許諾プログラムを本製品においてのみ使用することができます。
- (2) お客様は、本使用条件に定める条件に従い、許諾プログラムを使用することができます。

2. 期間

- (1) 弊社は、お客様が本使用条件のいずれかの条項に違反されたときは、いつでも許諾プログラムの使用権を終了させることができます。
- (2) 許諾プログラムの使用権は、本使用条件の規定に基づき終了するまで有効に存続します。
- (3) 許諾プログラムの使用権が終了した場合には、本使用条件に基づくお客様のその他の権利も同時に終了するものとします。お客様は、許諾プログラムの使用権の終了後直ちに許諾プログラムおよびその全ての複製物を破棄するものとします。

3. 許諾プログラムの複製、改変および結合

- (1) お客様は、滅失、毀損等に備える目的でのみ許諾プログラムを1部に限り複製することができます。
- (2) 前項の規定にかかわらず、本製品にインストールされた許諾プログラムの複製物（運用環境をお客様において設定していただく場合があります。）を格納した記録媒体（例えば、CD-ROM）が本製品に添付されている場合には、お客様は、許諾プログラムを複製することはできません。この場合、お客様は、許諾プログラムの滅失、毀損等に備える目的で本製品に添付された当該複製物を取り扱うものとします。
- (3) お客様は、本使用条件に基づきお客様が作成した許諾プログラムの全ての複製物に、許諾プログラムに付されている著作権表示およびその他の権利表示を付すものとします。
- (4) お客様は、本使用条件で明示されている場合を除き、許諾プログラムの使用、複製、改変、結合またはその他の処分をすることはできません。
- (5) お客様は、いかなる場合であっても許諾プログラムとともに提供されたマニュアル等の関連資料を複製することはできません。
- (6) 本使用条件は、許諾プログラムに関する知的財産権をお客様に移転するものではありません。

4. 許諾プログラムの移転等

- (1) お客様は、下記の全ての条件を満たした場合に限り、本使用条件に基づくお客様の権利を譲渡することができます。
 - (1) お客様が本使用条件、許諾プログラムおよびその全ての複製物、ならびに許諾プログラムとともに提供されたマニュアル等の関連資料を本製品とともに譲渡し、これらを一切保持しないこと。
 - (2) 譲受人が本使用条件に同意していること。
- (2) お客様は、本使用条件で明示されている場合を除き、許諾プログラムまたはその使用権の第三者に対する再使用許諾、譲渡、移転またはその他の処分をすることはできません。

5. 逆コンパイル等

お客様は、許諾プログラムをリバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。

6. 保証の制限

- (1) 弊社は、許諾プログラムに関していかなる保証も行いません。許諾プログラムに関し発生する問題はお客様の責任および費用負担をもって処理されるものとします。
- (2) 前項の規定にかかわらず、お客様が弊社所定の手続によりユーザ登録を行われた場合において、最初のお客様（本製品を新品かつ未使用の状態で購入されたお客様をいいます。以下同様とします。）による本製品ご購入の日から1年以内に弊社が許諾プログラムの誤り（バグ）を修正したときは、弊社は、かかる誤りを修正したプログラムもしくは修正のためのプログラム（以下、これらのプログラムを「修正プログラム」といいます。）またはかかる修正に関する情報をお客様に提供するものとします。ただし、修正プログラムまたはかかる修正に関する情報の提供の必要性、提供時期等については弊社の判断に基づき決定させていただきます。また、提供先は日本国内に限ります。お客様に提供された修正プログラムは許諾プログラムとみなします。
- (3) 許諾プログラムが格納された記録媒体に物理的欠陥があった場合におけるお客様の救済手段は、次の各号に定めるとおりとします。本項の規定をもって記録媒体に関する弊社の保証の全てとします。また、本項の保証は、日本国内でのみ有効なものとします。本項の規定は、本製品の保証書に基づくお客様の権利を何ら制限するものではありません。
 - (1) 許諾プログラムが格納された本製品内蔵のフラッシュメモリに物理的欠陥（ただし、許諾プログラムの使用に支障をきたすものに限り。）があった場合において、最初のお客様が本製品をお受け取りになった日から14日以内に、本製品の保証書を添えてお求めになった取扱店に本製品を返却されたときには、弊社は無償にて本製品を同一機種製の製品と交換するものとします。（ただし、弊社が当該欠陥を自己の責によるものと認めた場合に限り。）
 - (2) 本製品に添付された、許諾プログラムが格納された記録媒体に物理的欠陥（ただし、許諾プログラムの使用に支障をきたすものに限り。）があった場合において、最初のお客様が本製品をお受け取りになった日から14日以内に、本製品の保証書を添えてお求めになった取扱店に当該記録媒体を返却されたときには、弊社は無償にて当該記録媒体を同等の記録媒体と交換するものとします。（ただし、弊社が当該欠陥を自己の責によるものと認めた場合に限り。）

7. 責任の制限

弊社は、いかなる場合も、お客様の逸失利益、特別な事情から生じた損害（損害発生につき弊社が予見し、または予見し得た場合を含みます。）および第三者からお客様に対してなされた損害賠償請求に基づく損害について一切責任を負いません。また、弊社が損害賠償責任を負う場合には、弊社の損害賠償責任は、その法律上の構成の如何を問わず、お客様が実際にお支払になった本製品の代金のうち許諾プログラムの代金相当額を以てその上限とします。

8. その他

- (1) お客様は、日本国政府および関連する外国政府の必要な許可を得ることなく、許諾プログラムおよびその複製物を日本国から輸出してはなりません。
- (2) 本使用条件にかかわる紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所として解決するものとします。

ご 連 絡 先

NEC I21コンタクトセンター

TEL フリーコール : 0120-977-121

携帯電話 / PHS用 : 03-6670-6000

853-810637-047-A2



810637047A

使用許諾契約書

お客様へのお願い 本製品の梱包を解かれる前に必ずお読みください。

本使用許諾契約書(以下「本契約書」といいます)は、お客様と購入された本製品の製造者(以下「NECパーソナルプロダクツ」といいます)との間に締結される法的な契約書です。大切に保管してください。

お客様は、Microsoft Corporation の関連会社(以下「MS」といいます)から使用許諾されたソフトウェア製品を含む製品(以下「本装置」といいます)をNECパーソナルプロダクツを通じて取得されました。MSが作成したソフトウェア、関連媒体、印刷物、オンラインマニュアルや電子的なドキュメント(以下「本ソフトウェア」といいます)は、知的財産権に関する法律や条約により保護されています。本ソフトウェアはライセンスされるものであり、販売されるものではありません。もし、お客様が本契約書に同意されない場合、本装置の使用や本ソフトウェアの複製を行うことはできません。未使用の本製品を返還手続きのため、速やかにNECパーソナルプロダクツに御連絡ください。本ソフトウェアを使用した場合、お客様は本使用許諾契約書に同意(または以前の同意に対する追認)いただけたものとみなします。

本装置またはCDや他の媒体にインストールされた本ソフトウェアを入手された場合、本ソフトウェアの正規品のマイクロソフト社のライセンス証明であるCOA(Certificate of Authenticity)ラベルは本ソフトウェアのライセンスを証明します。NECパーソナルプロダクツ以外から別個にラベルを入手した場合、そのラベルは無効です。本装置または本ソフトウェアパッケージに貼付されているCOAラベルを大切に保管してください。本契約書は、本ソフトウェアが正規品であり、正規のCOAラベルがある場合に限りお客様へのライセンスを有効とします。お客様が入手されたソフトウェアが正規品であるかどうかを確認するには、<http://www.microsoft.com/piracy/howtotell> をご覧ください。

本契約書は、下記の権利をお客様に許諾します。

1. ソフトウェア使用の権利許諾

本ソフトウェアは、本装置上でのみ使用できます。

2. 機能制限

本ソフトウェアの使用は、本装置向け限定機能(タスクやプロセス)の提供のためにライセンスされています。本ソフトウェアの他の使用や本装置へのソフトウェアプログラムや機能の追加は、一切禁じられています。

3. 装置の接続

本ソフトウェアは、本装置上の2つのプロセッサまでしか使用できません。ファイルやプリンタサービス、インターネット情報サービス、リモートアクセス(接続共有を含む)の目的で本ソフトウェアのサービスを利用するために、最大10台のコンピュータや他の装置を本装置に接続することができます。最大10台の接続上限台数の計算には、「マルチプレキシング」や接続をプールまたは一体化するソフトウェアやハードウェアを介して間接的に接続する台数を含めるものとします。この上限10台は本ソフトウェアの他での使用には適用されません。無制限の同時着信接続はTPI/IP経由で許可されています。

4. 使用制限

本ソフトウェアは、その故障が傷害や死亡の危険をもたらすような核施設、航空機の航行や通信システム、航空交通管制その他の装置やシステムの操業等、一部の不具合があってもシステムダウンしないことが要求される危険環境で使用または販売するために設計されていません。

お客様は、本装置向けのソフトウェアや機能に更に機能追加するようなソフトウェアを本装置にインストールし、または本ソフトウェア上で使用することはできません。また、お客様は、(i)本装置向けのソフトウェアや機能を通じて、(ii)本装置向けのソフトウェアや機能の一部として、または(iii)本装置向けのソフトウェアや機能をサポートするためにのみ、オフィスオートメーションまたはパーソナルコンピュータ機能(電子メール、ワードプロセッシング、表計算、データベース、ブラウザ、スケジュール管理、パーソナルファイナンスを含みますがこれに限りません)にアクセスまたは使用できるものとします。

5. CAL (クライアントアクセスライセンス)

Microsoft® Windows Server™製品(Microsoft Windows Server 2003など)のサービスや機能を本装置で使用または本装置を通じて他のワークステーションやコンピュータデバイスで使用できるようにするには、本装置やワークステーション、コンピュータデバイス用にクライアントアクセスライセンスが必要になる場合があります。詳しくはMicrosoft Windows Server製品の使用許諾契約書をお読みください。

6. リモートデスクトップ機能/NetMeeting®/リモートアシスタンス

本ソフトウェアには、本装置1台に本ソフトウェアやアプリケーションがインストールされているときに、2台以上のコンピュータの間でそれらを利用できるNetMeeting、リモートアシスタンス、リモートデスクトップ技術を含んでいます。お客様は全てのマイクロソフト製品と共にNetMeeting、リモートアシスタンス、リモートデスクトップを使用できます。ただし、これらの技術を使用するには追加ライセンスが必要な場合があります。マイクロソフト製品やマイクロソフト製品以外の製品で、NetMeeting、リモートアシスタンス、リモートデスクトップを追加ライセンスなしで使用できるかどうかは、その製品に添付の使用許諾契約書を確認するか、その製品の許諾者に確認してください。

7. リモートブート機能

本装置は、リモートブートインストールサービスのツールを含むリモートブート機能を利用することができます。リモートブートインストールサービスのツールは本ソフトウェアの利用が許可されている複数の本装置(COAラベルが貼付されている装置)へ本ソフトウェアを展開する目的でサーバに本ソフトウェア1本をインストールするために使用でき、その装置へインターネットで本ソフトウェアをロードし、リモートブート操作の一環としてその装置へ本ソフトウェアを展開するためにのみ使用できます。詳しくは、本装置付属の説明書またはNECパーソナルプロダクツからの追加情報をご覧ください。

8. 自動インターネットベースサービス

本ソフトウェアが提供する場合は、下記機能は、お客様へ通知することなく、インターネットを介してMicrosoftのコンピュータシステムへ自動的に接続するよう初期設定がなされています。お客様がこの機能を解除または使用停止しなければ、お客様はこの機能の動作に同意するものとします。Microsoftが、この機能を通じてお客様から個人を特定できるような情報を取得することはありません。この機能に関する詳細情報については、<http://go.microsoft.com/fwlink/?LinkID=25243> をご覧ください。

- Web コンテンツ機能

本ソフトウェアの初期設定では、インターネットに接続している場合、本ソフトウェアでMicrosoftのコンピュータシステムよりコンテンツを取得し表示するための複数の機能が有効になっています。この機能を起動する場合、標準インターネットプロトコルを用いて本装置上のオペレーティングシステムとブラウザおよび言語コードがMicrosoftのコンピュータシステムへ送信され、これにより本装置からコンテンツを正しく閲覧することができます。これらの機能は、起動しない限り動作せず、お客様は機能の解除または

は不使用を選択することができます。機能の例としては、Windowsカタログ、検索のアシスタントおよびヘルプやサポートセンターのヘッダラインと検索機能があります。

- デジタル証明

本ソフトウェアは、x.509標準に基づくデジタル証明を使用します。このデジタル証明は、x.509標準暗号化情報を使用し、インターネットユーザの認証を特定します。本ソフトウェアは証明を確認し、認証失効リストを更新します。このセキュリティ機能はインターネットを使用するときのみ動作します。

- 自動レポート更新

自動レポート更新機能は信頼される証明機関のリストを更新します。お客様は自動レポート更新機能を解除することができます。

- Windows Media® Player

Windows Media Playerの機能には、Windows Media Playerまたは特定機能を利用した場合、Microsoft Corporationのコンピュータシステムに自動的に接続する機能が含まれています。特定機能とは、本装置で再生しようとするコンテンツに適切なコーデックがない場合に最新版を確認し(この機能は解除することができます)、Windows Media Playerの新バージョンを確認する機能(この機能はWindows Media Playerを使用しているときのみ動作します)です。

- Windows Media Digital Rights Management

コンテンツプロバイダーは、著作権を含めコンテンツ内の知的財産権が不正使用されないように、本ソフトウェアに含まれているWindows Media Digital Rights Management (以下「WM-DRM」といいます)を使用して、コンテンツ(以下「保護コンテンツ」といいます)の完全性を保護しています。本ソフトウェアの一部および第三者のメディアプレイヤー等のアプリケーションは、保護コンテンツを再生するためにWM-DRMを利用しています。WM-DRMソフトウェアのセキュリティに危険が生じた場合、保護コンテンツの所有者(以下「保護コンテンツ所有者」といいます)はMSまたはその供給者に保護コンテンツの複製、表示または再生するWM-DRMソフトウェアの権利を無効にすることを要求することができます。無効によりWM-DRMソフトウェアの保護されていないコンテンツを再生する機能には変わりはありません。お客様がインターネットから保護コンテンツのライセンスをダウンロードするときには、失効されたWM-DRMソフトウェアのリストが本装置へ送信されます。MSまたはその供給者は、保護コンテンツ所有者に代わり、そのようなライセンスに連動して本装置に無効とされた失効リストをダウンロードする必要があります。保護コンテンツ所有者は、コンテンツにアクセスする前に本ソフトウェアのWM-DRMコンポーネントの一部をアップグレード(以下「WM-DRMアップグレード」といいます)するように要請することがあります。お客様がそのようなコンテンツを再生しようとする、MSまたはその供給者が作成したWM-DRMソフトウェアがWM-DRMアップグレードが必要であると通知し、WM-DRMアップグレードのダウンロード前にお客様の同意を求めてきます。第三者のWM-DRMソフトウェアでも同様の通知があることがあります。アップグレードを行わない場合、WM-DRMアップグレードが必要なコンテンツにアクセスできなくなりますが、保護されていないコンテンツおよびWM-DRMアップグレードを必要としない保護コンテンツにアクセスすることは可能です。新規ライセンスの取得もしくは必要とされるWM-DRMアップグレードの実行等インターネットに接続するWM-DRM機能は解除することができます。そのWM-DRM機能が解除されているときに本装置に既に保存されている正規ライセンスを取得している限り、その保護コンテンツを再生することは可能です。

9. Windowsアップグレードエージェント (ソフトウェアアップグレードサービス)

本装置がサーバへ接続してアップグレードできるようにする機能であるWindowsアップグレードエージェント(以下「WUA」といいます)(ソフトウェアアップグレードサービスとも呼ばれています)を本ソフトウェアが含んでいる場合、次の条件が適用されます。

- 本契約書やWindowsアップグレードにともなう使用許諾契約書であっても、お客様が本装置にインストールするWindowsアップグレードに関してNECパーソナルプロダクツ、MS、Microsoft Corporationおよびその関連会社が保証しないことを、お客様は認識するものとします。

- Windowsアップグレードが本装置または本ソフトウェアでインストールまたは使用することが必須や適切ではないことがあり、Windowsアップグレードを本装置へインストールする場合は本装置で機能せず、本装置の運用者や他の人または財産へ支障や害を及ぼす場合があることをお客様は認識するものとします。Windowsアップグレードをインストールする装置へ接続する際には、本ソフトウェアで提供される機能を使用するWindowsアップグレードに関連する一切のリスクと責任はお客様が負うものとします。NECパーソナルプロダクツ、MS、Microsoft Corporationまたはその関連会社はなんら責任を負うものではありません。

- WUA機能を利用して本装置にインストールするWindowsアップグレードのインストールはNECパーソナルプロダクツが技術サポートを行います。WUA機能の本装置へのインストールを検討しているWindowsアップグレードやその他WUA機能についての質問はNECパーソナルプロダクツへお問い合わせください。

(裏面に続く)

10. MPEG-4映像標準に関する注意

本ソフトウェアにはMPEG-4映像デコード技術が含まれていることがあります。この技術はビデオ情報のデータ圧縮フォーマットに関するものです。この技術についてMPEG LA, L.L.C.が次の注意をしています。

「事業活動に従事しない消費者により作成され、無償で取得されたデータや情報および個人使用のためのデータや情報、ならびにMPEG LA, L.L.C.により別途特定ライセンス許諾を受けたその他の使用による場合を除き、MPEG-4映像標準に準拠してこの製品の使用は全て禁止されています。」

これらへの質問は、MPEG LA, L.L.C.にお問い合わせください。

連絡先 250 Steele Street, Suite 300, Denver, Colorado 80206;

Telephone 303 331.1880; FAX 303 331.1879; www.mpegla.com.

11. 製品サポート

本ソフトウェアの製品サポートは、MS, Microsoft Corporationまたはその関連会社が提供するものではありません。製品サポートについては、NECパーソナルプロダクツにお問い合わせください。

12. 装置の構成部分としての本ソフトウェア - 移管

本ソフトウェアのライセンスは、本装置と異なるコンピュータ間で共有、移管または同時使用することはできません。本ソフトウェアは1つの統合された製品として本装置とともにライセンスされており、本装置でのみ使用できます。本ソフトウェアが本装置から外された場合は、本ソフトウェアを使用することはできません。本ソフトウェアの複製物を残さず本装置の恒久的な売却や譲渡する場合に限り、本契約書の権利全てを譲渡できます。譲渡にはCOAラベルも含めなければなりません。譲渡は委託のような間接的な譲渡はできません。譲渡前に本ソフトウェアの譲受人は本契約書の全条件に合意する必要があります。

13. ノット・フォルト・トトレント

本ソフトウェアは、不具合に対して自動的に対応できるものではありません。本ソフトウェアの本装置における用途はNECパーソナルプロダクツが独自に決定しており、MSは本ソフトウェアがこの用途に適合していることを確認するために必要なテストの実施をNECパーソナルプロダクツに一任しています。

14. 保証制限

本ソフトウェアは現状のまま提供され、不具合を含んでいる可能性もあります。本ソフトウェアの品質、動作、正確性その他一切のリスクはお客様が負うものとします。また、本ソフトウェアの品質、動作保証や非侵害保証など、一切の保証をいたしません。もし、お客様が本装置や本ソフトウェアに関する保証を受けたとしても、それはMSによる保証ではなく、MSを拘束するものではありません。

15. 損害に対する責任

法律で禁止されることを除き、MSは本ソフトウェアの使用や動作から生ずるまたは関連するいかなる間接的、特別な、重大損害や付随損害について責任を負いません。この責任の制限は、いかなる救済措置がその本質的目的を実現できない場合でも適用されるものとします。いかなる場合もMSが責任を負う損害賠償額は、U.S.\$250を超えないものとします。

16. リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルの制限

本ソフトウェアをリバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできません。ただし、本条項の制限にかかわらずそのような行為が法律により明示的に認められている場合は除きます。

17. レンタルおよび商業的ホスティングの禁止

本ソフトウェアをレンタル、リースまたは貸与したり、本ソフトウェアを使用して他者へ商業的ホスティングサービスを提供することはできません。

18. 構成の分離

本ソフトウェアは、1つの製品として許諾されています。その各構成部分を分離して複数のコンピュータで使用することはできません。

19. データ使用への同意

お客様は、NECパーソナルプロダクツ、MS, Microsoft Corporationおよびその関連会社が本ソフトウェアに関連した製品のサポートサービスの一環として技術情報を収集し、使用することがあることに同意するものとします。NECパーソナルプロダクツ、MS, Microsoft Corporationおよびその関連会社は製品の向上のためまたはお客様へのカスタマイズサービスや技術提供のためにのみ、この技術情報を使用できるものとします。NECパーソナルプロダクツ、MS, Microsoft Corporationおよびその関連会社はこの情報を第三者へ開示できますが、この情報の形態はお客様個人を特定できるものではありません。

20. インターネットゲームとアップデートの機能

インターネットゲームやアップデートの機能が使用可能な本ソフトウェアにおいてこれらの機能を使用するためには、特定のコンピュータシステム、ハードウェアおよびソフトウェア情報を使用する必要があります。お客様は、これらの機能の使用により、MS, Microsoft Corporationおよびその関連会社やその指定業者が製品の改善、カスタマイズサービスや技術の提供のためにこの情報を使うことに承諾します。MS, Microsoft Corporationまたはその関連会社は、この情報を第三者へ開示できますが、その情報の形態はお客様個人を特定できるものではありません。

21. 商標

本契約書は、NECパーソナルプロダクツ、MS, Microsoft Corporationまたはその供給者の商標やサービスマークに関する権利を許諾するものではありません。

22. サードパーティサイトへのリンク

本ソフトウェアでサードパーティサイトへリンクすることができます。サードパーティサイトは、MS, Microsoft Corporationやその関連会社が管理するものではありません。MS, Microsoft Corporationやその関連会社は、サードパーティサイトのコンテンツやそのサイト内のリンクの内容、サードパーティサイトの変更やアップデートまたはサードパーティサイトからのウェブキャッシングやその他の転送形態について責任を負いません。本ソフトウェアがサードパーティサイトへのリンクを提供する場合、それらのリンクはお客様の利便性のために提供されるものであり、MS, Microsoft Corporationやその関連会社のサードパーティサイトに対する保証を示すものではありません。

23. ソフトウェアやサービスの追加

NECパーソナルプロダクツ、MS, Microsoft Corporationやその関連会社は、お客様による本ソフトウェアの入手後、本ソフトウェアのアップデート、サブリメント、追加コンポーネントやインターネットサービスコンポーネント(以下「サブリメントコンポーネント」とい

す)をお客様に提供することがあります。NECパーソナルプロダクツがサブリメントコンポーネントを他の使用許諾契約書なしに提供する場合、そのコンポーネントには本契約書の条件が適用されます。MS, Microsoft Corporationやその関連会社がサブリメントコンポーネントを他の使用許諾契約書なしに使用可能とする場合、MS, Microsoft Corporationやその関連会社がそのコンポーネントの提供者である場合を除き、そのコンポーネントには本契約書の条件が適用されます。NECパーソナルプロダクツ、MS, Microsoft Corporationとその関連会社は、本ソフトウェアの使用においてお客様へ提供され、または使用可能とされたインターネットでのサービスを停止する権利を留保しています。

本契約書の下で、本ソフトウェアに含まれるWindows Media技術を使ったソフトウェアアプリケーションの開発用のWindows Media Format Software Development Kit(以下「WMFSDK」といいます)のコンポーネントを使用する権利は許諾されません。それらのアプリケーション開発にWMFSDKの使用を希望する場合

<http://MSdn.microsoft.com/workshop/imedia/windowsmedia/sdk/wmfSdk.asp>にアクセスのうえ、WMFSDKの別のライセンスを取得し、適切なWMFSDKをダウンロードしてお客様の装置へインストールしてください。

24. リカバリー媒体

NECパーソナルプロダクツからリカバリー用として提供される別媒体により本ソフトウェアが提供される場合、本装置上にインストールされていた本ソフトウェアを復元もしくは再インストールするためののみ当該媒体を使用できます。

25. 輸出制限

お客様は、本ソフトウェアがアメリカ合衆国の輸出管轄に従うことを承知しているものとします。また、米国輸出管理規制や米国や他の政府が発行するエンドユーザ、目的、地域等の制限を含み本ソフトウェアへ適用される国内外の法律全てに従うことに同意するものとします。詳しくは<http://www.microsoft.com/exporting/>をご覧ください。

26. 本契約の解除

NECパーソナルプロダクツまたはMSは、お客様が本契約書の条件に違反した場合、他の権利を侵害することなく、本契約を解除することができます。その場合には、お客様は本ソフトウェアの複製物およびその構成品の全てを破棄しなければなりません。

27. セキュリティに関する通知

セキュリティの突破および悪意あるソフトウェアに対する保護のため、適切なセキュリティ処理をした上で使用してください。

853-810636-044-A2



810636044A